

無料相談

■市民総合相談課(市役所本庁舎 28 番窓口)【予約不要】

《くらし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）

とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問・通信販売、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）

とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン ☎ 188（局番なし）をご利用ください。

下記相談の問い合わせは市民総合相談課(28番窓口)
☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回（弁護士対応）

とき：7月2・9・16・23日（火）13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：6月25日（火）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】（社会保険労務士対応）

とき：7月10日（水）13:00～15:30（定員5人）

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：7月3日（水）まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】（土地家屋調査士対応）

とき：7月18日（木）13:00～15:45（定員3人）

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：7月11日（木）まで（先着順、定員になり次第終了）

※市役所各担当課で、人権・福祉・税・健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会

☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

弁護士などの専門家による無料相談会

とき：7月17日（水）13:30～15:00 ※要予約
ところ：県庁第2庁舎第21会議室

人権・生活相談

☎ 中央人権福祉センター
☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

とき：6月11・25日（火）15:00～17:00

ところ：人権交流プラザ

内容：人権に関わること、生活上の悩みなど

定員：各回2人（カウンセラー対応）

※相談日以外の平日8:30～17:15は人権福祉員が対応

行政への困りごと相談

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）

とき：6月12日（水）・18日（火）・25日（火）・7月4日（木）13:30～15:00

ところ：6月12日＝輝なんせ鳥取
6月18日＝さざんか会館
6月25日＝国際交流プラザ
7月4日＝麒麟 Square 情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。

特設人権相談

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

とき：6月4日（火）13:30～15:30

ところ：さざんか会館

内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

行政書士相談

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

■行政書士会無料相談 ※要予約

・6月8日（土）10:00～14:00（1人30分程度）
中央図書館2階多目的ホール
・7月7日（日）10:30～14:30
用瀬町総合支所3階おはなしの部屋

内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

■外国人無料相談会 ※要予約、英語・中国語対応可

とき：6月12日（水）10:00～12:00

ところ：鳥取県立図書館2階

内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他

司法書士相談

☎ 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

とき：6月18日（火）16:00～18:00 ※要予約（前日まで）

ところ：鳥取県立図書館2階小研修室

内容：相続、不動産登記、会社・法人登記、多重債務など

連合全国一斉集中労働相談ホットライン ～仕事で悩むあなたを応援（サポート）します～

☎ 連合鳥取 ☎ 0857-26-6605

とき：6月4・5日（火・水）10:00～19:00

内容：雇用形態にかかわらず、働くみなさんのトラブルや心配事の解決に向け、相談員が秘密厳守でおこたえします。

フリーダイヤル 0120-154-052

※携帯電話からもOK

※相談日以外でもフリーダイヤルで相談を受け付けています。

※24時間365日自動応答するチャットボット「ゆにボ（15言語対応）」も開設（「連合 ゆにボ」で検索）

関係機関による日曜労働相談会

☎ 労使ネットとっとり（県労働委員会）

☎ 0120-77-6010

とき：6月16日（日）10:00～15:00

ところ：県民ふれあい会館 ※秘密厳守

内容：解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラスメントなど労働問題全般（弁護士、社労士などが対応）

※要予約（6月11日（火）17:00まで）

女性の権利ホットライン

☎ 鳥取県弁護士会 ☎ 0857-22-3912

とき：6月24日（月）10:00～16:00

内容：DVや離婚、マタハラ・セクハラ、子どもに関する問題など、女性に関する法律問題全般 ※県内の弁護士による電話相談

0859-38-1711 ※通話料金がかかります



ガード博士からのワンポイント!

「定期縛りなし」に安心ですねー



ガード博士

事例のように、特典を利用したことで購入条件が変更されたという相談が寄せられています。特典を利用した場合は、最初に申し込んだ契約内容が変更されていないか、しっかりと確認しましょう。インターネット通販では、申し込み前に「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。困ったら消費生活センターにご相談ください。

【アドバイス】

SNSで「初回1980円、回数縛りなし」という化粧品広告を見て、初回だけのつもりで注文した。初回の商品が届き、2回目以降の解約を申し出たら、「3回目購入が条件のコースを申し込んでいるので解約できない」と言われた。広告には「回数縛りなし」と記載されていたと伝えたが、「特別割引クーポンを利用したことによりコースが変更されている」と言われた。クーポンを利用したが、コースが変更されるとは思っていなかった。

定期購入にご注意を!

☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-3863
☎ 0857-20-3919



メール助手

No.135 ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座